

令和3年第4回(12月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和3年12月3日(金)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	千葉	昭君
復興定住推進課長	武藤	亨介君	税務課長	小野	純一君
町民課長	片倉	剛君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	伊藤	義継君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	赤間	良悦君			

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第2号

令和3年12月3日(金曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 一般質問〔2人 5件〕
◎一般質問通告順
6. 9番 和賀直義 議員
7. 1番 吉田耕大 議員
- 日程第 3 議案第59号 大郷町住宅再建促進団地の分譲に関する条例

の制定について

- 日程第 4 議案第60号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 5 議案第61号 財産の取得について
日程第 6 議案第62号 黒川地域行政事務組合規約の変更について
日程第 7 議案第63号 黒川地域行政事務組合の財産処分について
日程第 8 議案第72号 工事請負契約の締結について
日程第 9 議案第73号 工事請負契約の締結について
日程第10 議案第64号 令和3年度大郷町一般会計補正予算(第7号)
日程第11 議案第65号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正
予算(第2号)
日程第12 議案第66号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算
(第2号)
日程第13 議案第67号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予
算(第2号)
日程第14 議案第68号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計
補正予算(第2号)
日程第15 議案第69号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会
計補正予算(第3号)
日程第16 議案第70号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正
予算(第3号)
日程第17 議案第71号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算(第
2号)

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問〔2人 5件〕
◎一般質問通告順
6. 9番 和賀直義 議員
7. 1番 吉田耕大 議員

日程第 3	議案第 59 号	大郷町住宅再建促進団地の分譲に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 60 号	大郷町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 5	議案第 61 号	財産の取得について
日程第 6	議案第 62 号	黒川地域行政事務組合理約の変更について
日程第 7	議案第 63 号	黒川地域行政事務組合の財産処分について
日程第 8	議案第 72 号	工事請負契約の締結について
日程第 9	議案第 73 号	工事請負契約の締結について
日程第 10	議案第 64 号	令和 3 年度大郷町一般会計補正予算(第 7 号)
日程第 11	議案第 65 号	令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 12	議案第 66 号	令和 3 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 13	議案第 67 号	令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 14	議案第 68 号	令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 15	議案第 69 号	令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 16	議案第 70 号	令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 17	議案第 71 号	令和 3 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 2 号)

午 前 10時00分 開 会

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、9番和賀直義議員及び10番高橋重信議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 9番和賀直義です。

通告に従いまして一般質問を行います。

本日は大綱2点について質問いたします。

1点目、ごみの減量化について。

COP26の開催、地球温暖化への若者の関心の上昇、持続可能な社会の形成がクローズアップされてきております。

また、大郷総合計画で環境への負荷が軽減される資源循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制、リサイクルなどの推進に取り組むとたわれております。

循環型社会の実現にはごみの減量化、排出ゼロを目指さなければならないと考えます。我が町のごみ減量化の施策について伺います。

（1）近年のごみ排出量とその費用の推移。

（2）リデュース、リユース、リサイクルの取組の実績は。

（3）総合計画に家庭系、一般廃棄物排出量の令和6年度の目標が193キログラム/人・年に設定されておりますが、その達成のための施策は。

大綱2点目、次のコロナ感染拡大に向けた対応について。

ワクチン接種が順調に進み感染者数もゼロ自治体が増え、我が町もしばらく感染者ゼロが続いております。安堵している一人であります。しかし、新型コロナウイルスにはまだまだ未知数が多い。最近、オミクロン株の日本での確認が報道されております。次の感染拡大に向けての対応について伺います。

（1）国の2回目の接種率は11月中旬で75%で、11月中には希望者への接種はおおむね終了とのこと。我が町の最終的な接種率は。

（2）3回目の追加接種のおおむねのスケジュールは。

（3）簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備と費用の助成について。

以上、2点について伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

和賀議員の大綱1番のごみ減量化についての御質問にお答えしたいと思います。

(1)のごみ排出量でございますが、平成30年度は2,396トン、令和元年度は2,496トン、令和2年度は2,526トンとなっております。

次に、処理費用でございますが、平成30年度は8,407万3,000円でございます。令和元年度は1億1,693万8,000円、令和2年度は1億3,716万円となっております。

次に、(2)の3Rの取組の実績でございますが、取組といたしましては、ごみを減らす、繰り返し使う、資源化する、さらにごみを作らない努力からということでごみ収集計画表をホームページ、広報紙などを活用し、周知を行っております。

実績といたしましては、令和元年度実績でリデュース、1日1人当たり851グラム、リユースは数値化されてございません。リサイクルはリサイクル率として11.42%となっております。

次に、(3)の目標達成のための施策でございますが、家庭からの生ごみの排出の仕方が大きく変わっておりますので、衛生組合連合会と連携し、生ごみなどの適正な排出について周知しているところであります。

次に、大綱2番のコロナ感染拡大に向けた対応についての御質問でございます。

(2)の我が町の最終的な接種率でございますが、令和3年12月2日現在、6,388人が2回目の接種を完了しております。町民全体の71.20%の接種率となっております。

次に、(2)の3回目の追加接種のおおむねのスケジュールでございますが、今月から2回目の接種から8か月経過した方から接種を開始したいと思います。順次、対象者に接種券を送付いたしますので、届き次第、医療機関に予約の上、接種をしていただく予定でございます。

次に、(3)の検査の環境整備と費用の助成についてでございますが、令和3年11月12日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定された内容に都道府県が健康上の理由などによりワクチン接種を受けられない者を対象として、経済社会活動を行う際の検査を来年3月まで予約不要、無料でできるよう支援を行うとされ、今後、具体的な検査方法等が示されるものと思われますので、町単独での助成については考えておりません。

以上、和賀議員の御質問にお答えを申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 答弁をいただきました。順次再質問をさせていただきます。

す。

まず、ごみの減量化の件でございますが、数量と総額が示されました。なかなかこれだとイメージ的には湧かないんですけども、これが1人当たりになってくると、幾らになるのかというのをもし示されるのであれば示していただきたいと、このように思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） 1人当たりが851グラム、3年度で851グラムになるように設定してあります。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 確認しますが、令和2年度で1人851グラムになるということですね。その場合、令和2年度は1億3,716万円、処理費用がかかっているということなんで、これを1人当たりの単位の量にした場合に計算していくと、幾らになるというのが出てくると思うんですけども、その辺は計算したことはございますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） すみません。今、手元に資料がないので、後で提出したいと思います。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 令和2年度で1億3,000万円ぐらいかかかっていまして、その総数量が生活系のごみと事業系のごみを合わせると2,526トン、割ると、この考えがいいかどうかちょっと分からないんですけども、キロ当たり54.3円という計算が出てくるんですね。こういう捉え方でいいのかどうかちょっと分からないんですが、一般の人からすると、1日1人当たり、年間でもいいんですけども、年間、これくらい発生してそのための1人当たりの費用がこのくらいかかるよという、そういうものを示してもらえれば、ごみの減量化についての興味とか取組の意欲とかが出てくると思うんですけども、私の出し方でいいのかどうかも含めてちょっと考えをお聞きしたい。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） 金額でございますが、大衡村とか大和町と一緒にあって大郷町で負担金を割り出していますので、必ずしも1人当たりの金額にはなっておりません。実際に町民の方に示すことはできますので、その辺は実績をホームページとかで載せていきたいと思います。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 費用に関しては、大郷町単独でこれくらいという数値が

出ていますよね、決算のときでも出ていますから、単位当たりの費用というのも出てくると思うんです。ですから、より個人的に何となく分かるような数値で示してほしいなど、このように思います。

2番目の3R運動の取組でございますが、大郷のリサイクル率は11.42%ということでございます。これは黒川の大郷町、大衡村、大和町の中では真ん中くらいの値になっていて、実際に宮城県の場合には平均が15.8%とかそういう値なんですね。いいところでは、仙南のほうで20%とか30%と自治体のリサイクルを達成しているんですけれども、この大郷町の11.42%の数値に関して評価といいますか、どういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） 郡内としては悪くない数字だと思っております。ただ、仙南とか県平均には劣る部分がありますので、できるだけ早めに県平均のほうには届くようにしたいとは考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ペットボトルのリサイクルの件でございますが、この前、教育民生常任委員会でペットボトル転用施設のラインを見てきたんですね。そのときにそのラインに人が四、五人ついてチェックしているというか、ペットボトルは中身を洗って出さなきゃいけないんですけれども、汚れているやつを取り除いたり、あとラベルがあるものを取り除いたり、あと缶が混入したものを取り除いたりということで、4人くらいがラインにへばりついてるんですね。実際ペットボトルは金になるわけなんですけれども、大和町、大衡村、大郷町でのペットボトルのトータルが109トンだということなんですね。1年間で109トン集めていると。それを業者のほうに売っていると思うんですが、幾らで売っているか分からないんですが、ペットの実際の値段、30円か40円で売っているのかなと思うんですけれども、その金額と4人が常時いた場合の賃金、それを比較すると、かなり厳しい状況なんじゃないかと思うんですけれども、この辺はどう捉えているんですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） すみません。実際の数字は拾っていないんですけれども、費用対効果も考えながら行政のほうでやっていると思います。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 費用対効果でなくて、確かに地球環境を考えれば、そういうプラスチックを生かすというのは非常に重要だなということで、私

としては考えてございます。

あと、大郷町では家庭用の生ごみ処理容器、コンポストというんですか、生ごみ処理機の費用を補助しているんですね。これもこの前の委員会で教えていただいたんですけれども、今までトータル、コンポストが9器と生ごみ処理機が51機補助していますよと。合わせて60機やっているんですけれども、その効果に対してなかなか見えないんじゃないかと思うんですけれども、生ごみ処理機の効果についてはどのように捉えていらっしゃるんですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） 前回お示しした数字は令和2年度まで入って入って、令和3年度の途中の実績を申し上げますと、生ごみ処理容器が2器、生ごみ処理機も2機というふうになっております。前年度の数値よりは増えて入って、それをどのように皆さんにお知らせするかというところなんですけれども、効果をお知らせするよりも、もしかすると堆肥化して使用できるというところのメリットを皆さんに周知したほうが捉えやすいのかなと思入って、その辺で周知して入きたいと思入って入っています。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ぜひ周知してほしいんですけれども、素人なりの考えなんですけれども、大郷町は農家の人が多くて畑をやっている人が結構多いんですね。生ごみ処理容器のほうね、このコンポストのほうが入効果があるんじゃないかと考えるんですけれども、これも入実際ごみになるまでに6か月かかるんです。だから、1器だけやっている入では駄目なん入ですね。2器を援助すれば、今後、使えばかなり入効果があるんじゃないかと思入います、そう思入っているんですけれども、この辺のごみ処理の補助に関してももう一度、再検討をお願いしたい入と、このように思入いますが、その件に関して入所見を伺入います。

議長（石川良彦君） 答弁願入います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） 今、補助の要綱の中で処理容器については2器までできる入ようになって入いますので、ぜひとも御利用入いただきたいと思入います。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 私入も入今初めて2器までできると分かった入んですけれども、みんな、多分知らない入と思う入ですよ。そういうことをやっ入てもう一回、補助に関しても入効果が出る入ようお願い入したいと。生ごみの占める割合は40%だ入というのでかなり入効果がある入ように思入いますので、よろしくお

願いいたします。

時間がちょっとなくなってきましたので、2番目のワクチン接種のことに
関してお聞きいたします。

大郷町はもう8割だということで全国よりも接種率が高いということ
で、本当に関係者の方に対して御苦労さまと感謝を申し上げます。

3回目は接種率というのはどのように考えていらっしゃるか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。3回目の接種率ということ
であります。2回目接種した方々の希望する人数ということになります
が、2回目接種した方、全て受けていただくように考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） おおむねのスケジュールでございますが、今月から2回
目の接種日から8か月を経過した方から接種を開始するという
ことで、あと順次、対象者に接種券を送付しますよということ
でございますが、今回は医療機関での個別接種のみで、今
までみたいに集団接種とかしなくても簡単にというか、
クリアできるというふうに見てよろしいんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。現段階の方向性
としまして、個別接種のみで行っていく方針で4市町村自治体
と協議済みでございます。

ただ、今後の動向次第では個別接種で賄い切れな
いところを集団接種しなければならない事態になる
かもしれませんけれども、今のところは個別接種のみ
で行う予定でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 今の時点では個別接種のみでやるよ
ということ、最近、行動を見ていると、新しいオミクロン株
というんですか、そういうものが流行って感染率が非
常に速いんじゃないかということで総理も早めようとい
う話も出ているということでございますので、実際前倒し
というふうになった場合に、今は8か月以上経過したとい
うことになっているんですけれども、多分前倒しとな
った場合には6か月とかと2か月くらいの短縮が
出てくるのかなと考えているんですけれども、そんな
場合についての対応は、この大郷町としても可能性
としてはどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。今現状を見ますと、新株の発生によりかなり世界中で騒がれている状況であります。そういったことを受けて総理もそういった発言をされたかと思えます。

通知のほうが届き次第、その内容を精査し、4市町村でもう一回、その接種体制の構築からし直ししなければならないのかなと考えております。6か月になるか、そういったところも含めて今後、通知が届き次第、確認をしていきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） その場合にはといたしますか、可能なように検討、対応するというふうな答弁と捉えました。

あと、3回目の追加接種の場合ですが、モデルナも入ってくるということなんですけれども、ファイザーかモデルナかというのは、申込時に本人から選定することは可能なんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 今現在のところは、選択制ということで考えておりますが、ワクチンの供給と医療機関の接種状況によっては、指定される場合も考えられるかなと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 分かりました。

あと、今回2回目の接種に関して、集団接種の場合にはバスの送り迎えとか、あと75歳以上はふれあい号とか、そういう移動に対しての対応というか、補助とか、そういうのをやっていただいたんですけれども、3回目の追加接種に関しては移動に対して補助といたしますか、対応はどのようにするのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。個別接種、集団接種も含めましてこれまでふれあい号の利用ということでお示ししていたところなんですけれども、こちらについては引き続きお願いする形で委託業者とも話はしております。

なお、集団接種するかしないかというところ、まだ決まっていないところなんですけれども、集団接種するとなれば、そういった送迎バス等も考えに入ってくるかと思われまます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 前回並みに対応するというふうに捉えました。

あと、若い人への接種の促進のために休日の接種可能、あと時間外で

すか、5時以降も可能になるよという話も伺っておりますけれども、その辺に関しての対応はどのようになされるのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。2回目までの接種につきましては、そういった時間も設けましてやったところでございますが、3回目の接種につきましても医療機関とその辺を詰めていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 分かりました。3回目も同様に対応するよというふうに捉えましたので、よろしく願いいたします。

あと、3番目の検査の件なんですけど、国のほうで無料でできるような支援を行うという話もあるんで、それを待ってからということで町単独の助成は考えていないという答弁でございました。

これは今までも何回かお聞きしているんですけども、無症状の人がいるよと。その人も、やっぱり年をとった人はうつしたくないとか、自分の身近な人にもうつしたくないと。しばらく帰省していない人もいる、またこちらから行く人も我慢しているということで、PCR検査なんかで自分の陰性を確認したいというのがあると思うんですね。その場合には、前は1万9,000円とか1万8,000円とかという金額なんですけれども、今現在は宮城県の場合、仙台市役所と大崎市、石巻市で民間の木下グループが2,000円弱でやってくれるという話が報道されております。

ですから、学校が始まる前とか、あと高齢者の施設のところに行っている人たちとか、希望として自分の陰性というものを確認したいというのが出てくるんじゃないかなとあると思うんです、今でも。だから、そういう人のために、国の動きを待っているんじゃなくて、町独自としてそういう検査に対する補助、全部とは言いませんけれども、何らかそれを考えてほしいと思うんですけれども、再度、その辺について所見を伺います。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。町長、答弁のとおりでありますけれども、その後、経済対策のほうでも、言ってみれば全ての方、こういった方でも無料で迅速に検査できる体制を整備するということがあります。

県のほうで、今後、こういった整備をされるか、状況にもよりますけれども、そういった県の整備状況で無料で受けられるということになり

ますので、町ではそういった助成等については考えてはおりませんということでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 分かりました。これで一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） これで和賀直義議員の一般質問を終わります。

次に、1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 議席番号1番、吉田耕大、一般質問をさせていただきます。なお、最終通告者となりますのでよろしくお願いいたします。

大綱1番、新庁舎について。

（1）新庁舎建設基金を行っているが、現在の積立基金や財政での積立状況について計画どおり進んでいるのかお伺いいたします。

（2）庁舎内での建設委員会など設立しているのかお伺いいたします。

（3）候補予定地、基本構想、基本計画、工期など今後のスケジュールについて進捗状況をお伺いいたします。

大綱2、ドローン活用特区についてドローン活用特区を町民の皆様へ利用目的の周知徹底、ドローン体験など様々な形で知ってもらうべきと考えるが、どう進めていくのかお伺いいたします。

大綱3、アスレチックパークについて。緑の郷にアスレチックパーク新設を目指すとするが、進捗状況並びにいつ頃までに完成を目指しているのかお伺いいたします。

以上、3点、よろしくお願い致します。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 吉田議員の御質問にお答えしたいと思います。

新庁舎建設についての御質問でございますが、（1）番の庁舎建設基金につきましては、令和元年度より積立てを開始し、令和2年度末現在、1億5,000万円の積立てをしております。今後も毎年度、予算で定めた額を積み立て、令和10年までに10億円から20億円程度の積立てをする予定でございます。

次に、（2）の庁舎内の建設委員会等について、庁舎内のみならず、町民の皆様にも御参加をいただき建設委員会等を設置し、建設候補地や建設規模等を検討していきたいと考えております。

次に、（3）の今後のスケジュールにつきましては、現段階の計画案でございますが、庁舎建設基金条例制定時にお示しいたしましたとおり、令和12年度に建設候補地を決定し、令和13年度に基本計画など、令和14年度に造成工事、令和15年度から16年度に建設工事などを行う予定でございます。

います。

次に、大綱2番のドローン活用についてでございますが、国家戦略特区制度を活用した純国産ドローンの研究開発施設や関連企業の誘致を図り、雇用の確保と町の経済発展の実現を目的としたドローン活用特区推進協議会を7月に設立いたしました。

現在、広報活動につきましては、様々な分野の民間企業の方々や町の職員を委員とした分科会を中心に行っており、10月には農業委員会の研修会として、特区に関する講義や実際の圃場を使った農薬散布の実演会を実施いたしました。

また、今年度の事業として、小・中学校の全クラスを対象に学年に応じたドローンについての説明や実際に飛行プログラムを作成し、飛ばす実習も行う予定でございます。

議員の御指摘のとおり、今後も体験会や実演会など、ドローンを見て触れていただく機会を多く設け、町の内外に向け広く発信してまいりたいと考えております。

次に、大綱3番のアスレチックパークについてでございますが、東成田・川内地区にまたがる旧大郷牧場敷地におけるアスレチックパークを含むにし里山プロジェクト構想につきましては、9月定例会の一般質問において、その概要と考え方について答弁したところであります。

このプロジェクトの現在の進捗状況につきましては、事業に参画を検討いただいている民間企業数社と折衝しているところであります。現在、明確に決定した内容はありませんが、今後も継続的に民間企業、地域の皆さんの御意見をいただきながら、より具体的にプロジェクトを進めてまいりたいと考えているところであります。これからがいよいよ、組織づくりに入っていく計画でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 答弁をいただきありがとうございます。順次再質問させていただきます。

まず、大綱1の新庁舎の建設基金についてなんですけれども、令和10年までに10億円か20億円積み立てるという金額の計画があるんですけれども、その金額ではちょっと庁舎は建てられないと僕は思うんですけれども、その他の金額に関してどういうふうなお考えなのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

まず、10年間で10億円から20億円の建設基金を積み立てるわけですが、それでも足りないとなります。そうした場合に、その建てる際に借入れをして充当させていただく予定でございます。

庁舎につきましては、現在、役場庁舎、今40年であと10年ということでございますので、今後、新庁舎につきましても50年が耐用年数ということになりますので、町民の方々が50年間、御利用なされるということでございますので、広く借入れをしながら10年ないし20年の返済をしながら返していくという計画で今いるところでございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 大体の概算でもよろしいので、新庁舎に係る金額ってどれぐらいを見込んでいるのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 現在、役場庁舎の面積でございますが、延べ床で2,736でございます。旧中央公民館は解体して今は撤去されてございますが、それが835ということで、合計で3,567平方メートルの延べ床面積でございます。

同規模でございますと、現在、建築単価等も上がってございます。近隣の富谷市、あと大和町の建設単価、平米当たりの単価を見ますと、45万円から47万円ほどとなっておりますが、それは十数年前でございます。あとこれから10年後、単価がまだもっと高くなる、下がるというよりは伸びる方向に多分あるかと思っておりますので、平米当たり60万円と計算しますと、同規模ですと、役場庁舎と公民館を足し合わせた金額ですと、約21億円強の数値になるかと思っておりますが、あくまでも現在の規模ということでありますので、今後、建設規模等をもっと増やしたほうが良いと。現在、書庫等、あと面積が大分いろいろなところを間借りしたりしているところもございますので、ある程度、ほかの市町村のほうを確認しますと、ある程度、大きくしないようにしたほうが良いという御意見もございますので、今後、いろいろ建設委員会等で検討した中で、どれくらいが適正な規模なのか判断した中で建設をさせていただく予定にしております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ぜひいろんな検討をしながら積立基金を慎重にさせていただき、間違いなく財政に充てていただいて進めていっていただきたいと思っております。

2番に移ります。庁舎内の建設委員会が今現在、検討をまだされているということなんですけれども、これからいつ頃、検討委員会ないし建設委員会を設置していくのか、もう少し具体的に進めていくべきだと考えるのですが、その辺の日程とかあればお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 先ほど町長が答弁したとおり、12年に基本設計、計画を立てていくわけですが、あまり早くてもいろいろな関係で進まない部分もございますので、あと四、五年後にはいろいろな検討を始めていく中でもんでいきたいと思っております。

今後、若い世代の方からの御意見も、今後、大郷町に根差して育っていくというふうな方々もいっぱいいらっしゃるわけですので、若い世代の方々の意見も取り入れながら、町民の皆さんに親しまれる庁舎にしていきたいと考えておりますので、議員の皆様のみならず、町民の皆さんと一緒に検討できればなと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 今、その中で町民の皆さんに来ていただける庁舎というのは、大変いい庁舎だと思いますので、やはり町民の皆様の意見や役場職員のいい環境下になれるような新庁舎の設計、建設に当たっていただきたいと思うので、そういうときに、やはりアイデアを町民からの募集だったりとか、役場職員からのアイデアを募集したりとか、そういうような新庁舎建設について生かしていく考え、どのような意見交換をしていくのか、建設委員会のみならず、町民への広報とかしていくのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 町民の皆様にある程度の案を出しながら懇談会等でそれなりを町民の皆様に御披露しながら、どういうものが将来的に50年間、利用される庁舎となりますので、いろいろな意見が多分出てくるかと思っておりますので、その中からいいものを取り入れながら、あと建設検討委員会の中でそれらをどのようにしたらいいかということを検討して、よりいいもの、町民に親しまれる庁舎になるように建物を建設していければなと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 庁舎建設なんですけれども、まだまだ先の話になってしまうことは致し方ないんですけれども、いろんな町の役場庁舎を見ますと、カフェがあったりとか談話室があったりとか、大郷町にも少しスペ

ースはあるんですけれどももっと広いスペースを確保するべきと考えているんですけれども、まだ先の話になってしまって申し訳ないんですけれども、そういうのも確保する予定にしているのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それなりも見ながらほかの町村にはない大郷らしさができるような庁舎にできればなということでございますので、それらにも皆様の御意見を入れていただきながら、よりよいものにしていければなと思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ぜひいろんな意見とか、いろんな町の新庁舎、建てられているところもありますので、視察研修などを行い情報収集してメリット多い役場にしていきたいと思います。

次、(3)に移らせていただきます。候補地が今後、検討していくということなんですけれども、町有地であれば簡単に進むと思いますが、やはり民有地を含む土地を買収するなり何々するなりという計画が今後あると思うんですけれども、12年から建設候補地を予定している。16年に候補地となるんですけれども、もう少し前倒しじゃないんですけれども、早く庁舎を検討していくべきだと僕は思うんですけれども、そのスケジュールに変更なく進めていくのか、どういうお考えなのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。まず、今は貯金のほうをしております。10億円から20億円程度をためていくわけでございます。先ほどの町長の答弁にありましてとおり、今現在、2年末で1億5,000万円、今年も1億円の予算計上してございまして、今年度末で2億5,000万円の計上予定でございます。来年度の当初予算編成時期でございまして、来年度につきましても復興事業等も出てくるわけでございます。いろいろな事業がかさんできてございます。その中においても、庁舎建設基金の積立ての予算についても計上させていただく予定でございます。今から予算のほうを調整しているわけでございますが、予算が固まり次第、議員の皆様にも御提案させていただいて、来年度の庁舎建設予算につきましても御提案させていただきますが、それらも含めてまず20億円をためて、まずはためないことには借金ばかりしては今後の住民の皆様にあまりにも負担がかかるという部分もございまして、まずはある程度、貯金をして借金を少ないようにして後年度に軽減負担もするような形でと

思っているところでございます。

前倒しという話でございますが、当初の計画で基金条例制定時にもお示しした、今現在もこのとおりでございますので、建設工事も先ほど吉田議員がお話ししました町有地なのか、どこなのかということもございますが、それらも建設委員会等で慎重に議論した中で、本当にここだったら大郷町として適地だということを町民の皆様に判断していただきまして、そちらに場所を決定次第、それに向けて着手していきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） では、やはりこの新庁舎を建てるに当たって16年以降に供用開始というイメージになると思うんですけども、そうすると、この役場庁舎が今40年超えているということで、あと10年でとなると、10年超えているうちに修繕費とか、今後かかる経費もありますので、やはりそこをゆっくりというよりはなるべく早く、壊れる前にじゃないですけども、修繕費をかけ過ぎないように長寿命化計画を立てて縮減できるところは縮減して、大郷町の財源を庁舎建設基金に充てられるようにしっかり継続的にしていただきたいと思えます。

大綱2番に移らせていただきます。

ドローン活用特区に当たり、三本柱である教育、農業、防災と3つの柱があります。その個々の詳細の内容、これにはこういうように使っていきます、こういうように使っていきますという詳細な内容があれば、お伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） お答えいたします。先ほど御指摘ありました三本柱、ドローンというのはいろいろな分野に可能性を秘めているものかと思えます。その中で、まず、差し当たりといいますか、防災であります、人が入れない部分、そういった部分にも手軽に行けるとか、あと教育にも使えると、そういった三本の柱を立てているというところでございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） もう少し具体的に、教育だとかこういう使い方でドローンが必要です、農業だとかこういうので必要です、防災だとかこういうので必要ですと、もう少し細かい説明をいただければと思えます。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） まず、例えば農業であれば、先日、農業

委員会さんを対象といたしまして研修会を行いました。その中での実演といたしまして農薬散布、実際には水をまいたんですけれども、実際の圃場におきまして、今までであれば、ラジコンヘリなどを使ってやっていたところをドローンによって実施をさせていただいたところです。

次に、防災につきましては、先ほども申し上げましたように、災害などが発生した場合に、いち早くその災害の状況を空撮して状況把握に使える。また、災害発生前に山などの状況を撮影しておきまして、それが発生した後、どのくらいの土量が出たとか、そういったものを速く迅速に把握することができる。

そういったものをトータル的に小さいところから小学校などからドローンというものを活用していただいて、大きくなっても自然に使えるような教育というのをしていくということでございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 分かりやすい説明、ありがとうございます。今現在、大郷町の町民の皆様のドローンの体験回数だったりとか、その体験の中で町民の皆様が何名来られたという集計って取られているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 実際に体験というものを農業委員会さんでやりました。そのときには、約50名の方がいらっしやいまして実際に見ていただいたということでございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 町長の答弁にも今後、体験会や実演会などドローンを見てもらったり、触れてもらったりする機会を設けるというふうに書いてあるんですけれども、具体的にどのようなことを、どういうとき、どういう場所でどういうふうにするのかお伺いします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 広い言い方であれば、答弁のとおりになると思うんですけれども、これも無限に広がるかなと思います。例えば子供会であったり、衛生組合であったり、各種の団体、そういったところにも、とにかくまずはドローンというのはどういうものなのかということを見ていただくというのが一番早いかなと思いますので、どこにと絞ったものではなく、こういった団体でも広くそこは募集してみたいと思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 質問が大きくなり過ぎたのであれですけれども、年間でのくらいする予定なのか伺いたします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 具体的な数値目標は立てておりませんが、できる限り、広くやっていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） なるべく多くやっていただいて、町民の皆様にドローンでどういうものなのか知ってもらわないと、ドローン活用特区が何なのか、ドローンは聞いたことはあるけれどもそれでとなっちゃうので、やはりこういうことをすることによって特区なんだよとか、ドローンって必要だねと思ってもらえるような、ドローンというのを大郷町に根づかせるわけではないんですけれども、やっぱり知ってもらわないと根づきもしないので、やはり体験や実演会の回数はより多く知ってもらうように周知していただきたいと思うんですけれども、そのドローンを扱っていく子供たちだったり、商工会さんだったり、農業委員会さんだったりとか、いろんな方々がいるんですけれども、やはり道の駅を使ったりとか、そういう場所でもっと開けた場所、皆さんが集まりやすく見やすい、楽しみやすいという場所での活用の方法というのを考えているのか伺いたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） お答えいたします。ドローンの特区に向けて事務的な手続を進めるのは当然のことですが、それと並行して両輪の形でそういう実演会や体験会などは広く行いながら、お互いに相乗効果が上がるような形でやっていきたいとは考えております。

今、議員御指摘のとおり、目に見える、見やすいような場所、物産館の隣の駐車場だとか、そういうところは常に頭に入れながら、極力やっているとところを見てもらえたほうがいいのかなと思いますので、多くの目に触れるような場所というものを選定していきたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 0 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 0 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

先ほどの吉田議員の質問に対して、町長から答弁をいただきたいと思っております。町長、御苦労さまです。先ほどの吉田議員の質問に対して答弁

願います。町長。

町長（田中 学君） 先ほどの課長の答弁に尽きるわけですが、このドローンを一番最初に私が興味があって国家戦略特区の本質を探る意味でいろいろ関係者とも議論させていただいて、ならばこの事業に取り組むという考えになった一端を申し上げますと、我々、町の最終目的は、国産ドローンを生産する企業誘致に取り組むという国家戦略特区のまず指定を受けなければ、メーカーとのいろんな交渉もできないということであるので、どうしても国の指定を受けるための今、手段としていろんな研究、皆さんとの研修を重ねながら進めているということで、目的は大郷町で国産ドローンの生産工場、研究施設を誘致するんだという目的でございますので、その手段として様々な事業を展開するということであります。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 町長の言葉、大変熱くいいお言葉をいただいたなと思います。ドローン活用特区を誘致をするために目的としてあるというようなふうに理解させていただきました。

今現在、ドローンを飛ばせる場所、大郷町内であるのかないのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 具体的にここは飛ばせませんというような指定とかは特にありません。航空法では150メートルという規則がございますが、それ以下であれば、あとは人のいないところ、一番はモラルの問題になるのかなと思います。やっぱり飛行物ですので落ちるということも前提としてあるので、そういった安全性を考えて広いところ、田んぼとか、そういうところであれば、全然個人で楽しむのは自由かなというふうに考えています。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 飛ばすのは自由だというお話と、飛ばすには安全を確保してください、モラルを確保してくださいよということがあるんですけども、町として西側駐車場を提供するとか、町民体育館のグラウンドをちょっと飛ばすように幾らで貸すとか、そういうようなお考えはあるのかないのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 4年度になりますと、このドローンの関係につきましても体験会や実演会のほうを本格的に稼働させたいというふうに考えております。

その中で当然、フリーのところ、そういったところも造っていかねばならないのかなというふうに将来的には考えております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） やっぱり体験会とかするのはすごく大変すばらしいことだと思います。ですが、その体験会でしか練習できないのではなくて、練習するための場所を提供するのも必要だと思うので、そこは社会教育課とかと連携してできないのかと思うんですけども、どうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 誰ですか。（「貸出し」の声あり）貸出し、社会教育課に聞かないと駄目なの。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 先ほども答弁しましたとおり、今後、そういったことも含め、そこだけに絞ったものではなく、もっと幅広く考えてまいりたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ドローン特区にはいろいろ進んでいってもらいたいと思いますし、今後、誘致、大郷町にそういう雇用が来ることによって自主財源が増えるとか、そういう部分が大変重要だと僕も思いますので、ぜひ町民の皆様にご存知で、大郷町にはドローンが必要だというような町民の声が出てくるようになるまで、しっかり体験だったりとか、実演会をしていただきたいと思います。

大綱3番に移らせていただきます。アスレッチパークのことについてなんですけれども、今現在、協議中だということなんですけれども、少しでも早く進めていくために今集まっているというか、参画したいというような事業所さんが出てきていると思うんですけれども、そういう事業所さんとかと早期に進めていける場所、いける分野というところを進めていくお考えはあるのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。以前、9月の定例議会のほうでも概要については説明させていただきました。その中で、11のアクティビティゾーンということで、今のところ、素案として考えているということでお話のほうはさせていただいているところでございますが、こちらにつきましても、今後、参画いただける可能性のある民間事業者さんとお話を進める中で、中のアクティビティについても検討していければというところがございます。例えばキャンプ場であったりというところについては、すぐ手をつけられるという部分もあるかとも思います

が、その辺も含めて今後、どこの民間業者さんになるかというところは全然決まっておりませんが、その辺も含めて今後、協議して検討して進めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） やはりキャンプ場という言葉が出たんですけども、僕も当初からキャンプ場だったりとか、そういうグランピングだったりとか、施設にインフラ整備だったりとか、ちょっとしたことを手を加えるだけで里山を利用してできるんじゃないでしょうかというような言葉を何回もかけているんですけども、やっとな今、アスレチックパーク里山プロジェクトというのができまして、これからどんどん進んでいただければ、すごくありがたいんですけども、まだ先々の話になってしまうと、どうしてもなかなか子供たちが大人になって、大人になってからできるというのも歯がゆい部分が若干僕にはありまして、やはりできるところから少しでも早く大郷町はできたんだよと。これからだけれどもまだ1区画しか進んでいないけどもとかいう言葉はあるかもしれないんですけども、やはりそういうふうに少しでも進められる部分も早期に進めていくべきと考えるんですけども、そういう簡易にできるキャンプ場だったり、オートキャンプ、ソロキャンプとかあるんですけども、そういう部分の考えというのは変わらないのか、もう一度、答弁よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。こちら先ほどの答弁と同じような答弁となってしまうところはあるかと思えます。

ただ、これが町が全て事業として行うのであれば、すぐにでも、予算の関係は当然ございますが、事業としては進められるというところはございますが、民間活力を利用してといったところがございますので、その辺、しっかり協議しながら、その中で町としても安易に早く早期に着手できる部分についてはしたいという意向も伝えながら、やればというの今は考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） この里山プロジェクトというのは、大変夢のある話なので、それをやっぱり田中町長は夢を現実にできる人だと僕は思いますので、より早く皆さんが楽しめる、若い人から高齢者の方までが楽しめるプロジェクトにしてもらいたいし、早く造ってもらわないと楽しみにしている人がとなっちゃうと、僕もちょっと残念な気持ち若干あるので、

やはりいてもらって大郷町に住んでもらえて、その方たちが使えるようにしっかり構想を練るというのも大切ですし、より早急にさせていただきたいというのもお願いして、一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） これで吉田耕大議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

日程第 3 議案第 59 号 大郷町住宅再建促進団地の分譲に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 60 号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 5 議案第 61 号 財産の取得について

日程第 6 議案第 62 号 黒川地域行政事務組合規約の変更について

日程第 7 議案第 63 号 黒川地域行政事務組合の財産処分について

日程第 8 議案第 72 号 工事請負契約の締結について

日程第 9 議案第 73 号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 次に、日程第 3、議案第 59 号 大郷町住宅再建促進団地の分譲に関する条例の制定について、日程第 4、議案第 60 号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について、日程第 5、議案第 61 号 財産の取得について、日程第 6、議案第 62 号 黒川地域行政事務組合規約の変更について、日程第 7、議案第 63 号 黒川地域行政事務組合の財産処分について、日程第 8、議案第 72 号 工事請負契約の締結について、日程第 9、議案第 73 号 工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 59 号並びに議案第 61 号について説明を求めます。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） それでは初めに、議案第 59 号について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをお開き願います。

議案第 59 号 大郷町住宅再建促進団地の分譲に関する条例の制定について

大郷町住宅再建促進団地の分譲に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 12 月 2 日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、概要を御説明申し上げます。

町が実施している復興事業は、昨年 6 月に確定した復興再生ビジョン

に基づき、基本計画の事業化についての検討を行い、本年度から実施に向けた各種調査設計などを実施しております。

また同時に、被災された皆様の再建に向けた意向調査を継続的に実施し、住宅再建に資する目的で、中粕川宅地を5区画、中村原宅地11区画の分譲に際し、必要な事項を本条例により制定するものです。

それでは、別紙により本条例について御説明申し上げます。

2 ページを御覧願います。

第1条では、条例の目的について説明しており、中村地区及び中粕川地区に整備する住宅再建促進団地の分譲に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、宅地や分譲など条例に用いる用語の意義について定義をしております。

第3条では、復興団地の位置及び区画等について定めております。

第4条では、宅地の用途について定めており、分譲する宅地は原則として住宅建築の用に供するものとしております。

第5条では、復興団地の募集について定めたもので、公募方法について規定しております。

第6条では、譲受人の資格について定めており、令和元年台風19号の被災者に限定した内容などとなっております。

第7条では、分譲の申込みについて定めており、原則1区画までですが、2区画以上を必要とする特別な事情を有する場合は、あらかじめ町長に申し出てその承認を得る内容となっております。

第8条では、分譲希望者の資格審査について定めております。

第9条については、譲受人の決定及び取消しに関する事項について定めております。

第10条では、中粕川地区と中村地区に分譲する復興団地の分譲価格について定めております。

第11条では、分譲宅地の譲渡契約の締結について必要な事項を定めております。

第12条では、譲渡代金の納入について定めております。

第13条では、宅地の引渡時期について定めております。

第14条では、宅地引渡し後の所有権移転登記について定めております。

第15条では、譲渡した宅地についての制限行為について定めております。

第16条では、譲受人との契約解除について定めております。

第17条については、買戻し権の行使について必要な事項を定めております。

第18条については、土地売買契約に伴う違約金の取扱いについて規定しております。

第19条では、譲受人が分譲契約に定める義務を履行しないために、町が損害を被った場合の損害賠償の内容について規定しております。

第20条では、復興団地の区画にあまりが出た場合、移住・定住希望者向けに分譲する内容で、恵みの丘団地の分譲内容を準用して規定しております。

第21条では、この条例に必要な事項を別に規則で定めるとして委任しております。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で、大郷町住宅再建促進団地の分譲に関する条例について提案理由の御説明及び内容の説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第61号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書10ページをお開き願います。

議案第61号 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、土地の所在地、地目、地積

所在地 大郷町粕川字新押萩113番1 ほか39筆

地目 田ほか

地積 1万3,254.60平方メートル

2、取得目的 中粕川地区復興まちづくり防災拠点整備事業用地

3、取得価格 一金6,654万8,490円

4、契約の相手方 大郷町粕川字新押萩140番地2

高橋幸一 ほか14名

令和3年12月2日 提出

大郷町長 田 中 学

議案第61号につきまして、中粕川地区復興まちづくり事業における都市防災総合推進事業用地の財産の取得の契約に当たり、予定価格が700万円以上で、土地の合計取得面積が5,000平方メートル以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めらるるものです。

本件につきましては、15名の相続人を含む土地所有者から40筆、合計取得面積1万3,254.6平方メートル、取得価格6,654万8,490円とする土地売買仮契約書を令和3年11月5日付で契約したところでございます。

以上で議案第61号の提案理由の御説明を終了します。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第59号並びに議案第61号について説明を終わります。

次に、議案第60号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） それでは、議案第60号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書8ページを御覧ください。

議案第60号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について

大郷町国民健康保険条例（昭和34年大郷町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年12月2日 提出

大郷町長 田 中 学

次のページを御覧ください。

今回の条例改正は、令和4年4月1日より産科医療補償制度が見直され当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられること、及び社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたため、大郷町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文について御説明申し上げます。

条例第5条第1項中、「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第60号につきまして提案理由の説明といたします。

御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第60号について説明を終わります。

次に、議案第62号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） それでは、議案第62号の提案理由を申し上げます。

議案書14ページをお開き願います。

議案第62号 黒川地域行政事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、黒川地域行政事務組合理約（平成3年宮城県（地）指令第111号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月2日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、今回の改正理由を申し上げます。

現在の視聴覚センターは、昭和43年に黒川郡視聴覚協議会が大和町公民館内に設置され、当時の主流であった16ミリ映写の技術者養成をはじめ、フィルムの貸出しなど社会教育事業の一端を担ってきました。

平成3年4月1日に、現在の黒川地域行政事務組合の設立に合わせ名称を視聴覚教材センターと改め現在に至っております。

視聴覚センターは、地域住民の学校、社会教育を目的として設置され、これまでの視聴覚ライブラリーにおける事業に加え、ビデオ編集の講習会や自作視聴覚教材コンクールの開催、時代のニーズに合わせVHS、DVD教材及び各種プレーヤーやプロジェクターなどの機材の貸出業務を行ってきました。

しかしながら、時代の流れにより視聴覚教材における環境も変化しており、各学校や個人向けの機材、教材が普及していることから、視聴覚センターにおける貸出利用者も減少している状況にあります。

このことから、視聴覚センターとしての当初の設置目的が達成されたとして令和3年6月30日に招集された当該組合の教育委員会定例会において、今年度をもって当該事業を廃止することが合意されました。

また、令和3年7月27日に招集された当該組合理事会においても廃止することが合意されたことから、当該組合員の共同処理をする事務である視聴覚教材センターの設置管理及び運営に関する事務を廃止するものでございます。

視聴覚教材センター事業の廃止に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく事業がなくなる

ことから、当該組合教育委員会に係る組織についても廃止するものでございます。

共同処理する事務の廃止に伴い、黒川地域行政事務組合規約の変更について、地方自治法286条第1項の規定により、構成市町村として本議案を提案するものでございます。

次に、改正概要を申し上げます。

15ページの別紙を御覧いただきます。

この規約中、視聴覚教材に関わる部分を削除し、条項のずれを改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第62号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第62号について説明を終わります。

次に、議案第63号について説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長（赤間良悦君） それでは、議案第63号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

議案第63号 黒川地域行政事務組合の財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、黒川地域行政事務組合の共同処理する事務の一部廃止に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月2日 提出

大郷町長 田 中 学

こちらにつきましては、各種メディアの普及に伴いまして視聴覚教育における環境も変化し、視聴覚教材センターの利用も減少していることから、当初の設置目的が達成されたとしまして、視聴覚教材センターの廃止につきまして組合理事会等において合意されたことに伴いまして、廃止に伴う視聴覚教材センターにて所有している財産の処分について、視聴覚教育専門委員会等において協議し、委員会における意見や貸出実績等を考慮し、市町村に譲渡することにするものでございます。

次ページのほうに財産処分に関する協議書を記載しております。

目的としまして組合の財産の処分について必要な事項を定めており、第2条におきまして財産の種類の規定をしております。第3条としまし

て処理の方法、第4条としまして処理をする年月日、その他としまして異議が生じた場合の取扱いについて記載しており、富谷市長、大和町長、大郷町長、大衡村長、4通を作成し、各市町村の押印に基づいて協議をするものでございます。

実際の処分の方法としましては、次ページのほうに別紙として記載しております。

液晶プロジェクターにつきましては2台ございまして、富谷市、大和町への譲与、ワイヤレスアンプシステムにつきましては2台ございまして、富谷市、大和町への譲与、DVDプレーヤー2台につきましても富谷市、大和町への譲与、スクリーン2台につきまして富谷市、大和町への譲与、DVDソフトの教材47本につきましては大和町へ譲与されるものでございます。

以上、議案第63号につきまして提案理由の説明といたします。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第63号について説明を終わります。

次に、議案第72号並びに議案第73号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案第72号の提案理由について御説明申し上げます。

追加の議案書1ページを御覧いただきたいと思っております。

議案第72号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的 令和3年度中粕川地区復興まちづくり宅地造成工事（第2期）
- 2、契約の方法 条件付一般競争入札
- 3、契約金額 一金1億1,935万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,085万円）
- 4、契約の相手方 仙台市青葉区本町一丁目10番3号
佐藤・寺嶋建設工事共同企業体
代表者 佐藤工業株式会社東北支店

令和3年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

議案第72号につきましては、令和3年度中粕川地区復興まちづくり宅地造成工事（第2期）の工事請負の契約締結に当たり、工事予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

初めに、工事の概要を説明いたします。

宅地造成面積がA=9,800平方メートルです。

内訳としまして、土工一式でございます。擁壁工プレキャストL型擁壁L=240メートルです。舗装工、車道部がA=1,160平方メートル、歩道部がA=145平方メートルです。排水構造物土工一式、附属施設土工一式、上下水道布設土工一式、構造物取壊し一式、附帯土工一式となっております。

本件につきましては設計金額が5,000万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、10月29日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。

この会議において設定した主な入札参加条件は、土木一式工事の承認格付Aランクで経営事項審査結果の総合評定値が850点以上であること、入札公告日において単体で参加する場合は、宮城県内に本店、または本店から委任を受けた支店等を有するもの、共同企業体で参加する場合は、構成員のうち1社が宮城県内に本店を有するもの、特定建設業の許可を有していること、管理技術者を専任で配置できること、平成23年度以降に元請けとして軟弱地盤における基礎工を含む土木構造物工事において、国または地方公共団体から受注する工事に係る契約を履行した実績があること。なお、管理技術者においても同様の実績を有する者とするところでございます。

その後、11月4日に条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て11月11日、入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請に当たっては、今回落札しました佐藤・寺嶋建設工事共同企業体を含め7社から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨、通知の上、11月19日に入札を執行いたしました。

入札の結果ですが、予定価格1億5,247万円に対し、最低入札価格は佐藤・寺嶋建設工事共同企業体の1億850万円でしたが、この枠は低入札調査基準価格として設定した1億3,428万7,312円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第3条の規定により、落札の決定を留保するとともに、11月25日に同社からヒアリングを実施の上、11月26日に低入

札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところでございます。

審議の結果ですが、同社は営業年数160年を数える会社であり、経営状況及び信用状況にも特段の所見はなく、大郷町の復興に貢献したいという強い思いと品質の確保に万全を期するという中で受注意欲もあり、また他の地方公共団体からも同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。

本工事に関し利益の確保は見込まれることなどの理由により、入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施工に当たり契約内容に適合した履行がなされると認められました。

このことにより、最低入札価格をもって入札した佐藤・寺嶋建設工事共同企業体を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した1億1,935万円として11月30日付で工事請負仮契約を締結したところであります。

なお、工期につきましては、令和4年3月31日までとしてございます。以上で議案第72号の提案理由についての説明を終わります。

続きまして、議案第73号の提案理由につきまして御説明を申し上げます。議案書2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第73号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的 令和3年度町営住宅希望の丘団地外壁塗装等改修工事
- 2、契約の方法 条件付一般競争入札
- 3、契約金額 一金9,900万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額900万円）
- 4、契約の相手方 遠田郡美里町北浦字天神南35番地1
新日本商事株式会社

令和3年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

議案第73号につきましては、令和3年度町営住宅希望の丘団地外壁塗

装等改修工事の工事請負の契約締結に当たりまして、工事予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

初めに、工事概要の説明をいたします。

外壁塗装改修等で15棟、48戸でございます。

内訳としまして、屋根・外壁塗装改修、樋交換、ベランダ防水等でございます。木造平屋建てCタイプ3棟1戸、1棟＝2棟でございます。

同じく木造平屋建てCタイプ4戸1棟＝1棟でございます。

木造2階建てE2タイプ3戸1棟＝7棟でございます。

木造2階建てE2タイプ5戸1棟＝1棟でございます。

木造2階建てB1タイプ3戸1棟＝4棟で、こちらにつきましては外壁カバー工法となっております。

本件につきましては、設計金額が5,000万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき10月29日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。

この会議において設定しました主な入札参加条件は、塗装工事の承認格付Aランクで、経営事項審査結果の総合評点値が700点以上であること、入札公告日において宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有するもの、一般建設業の許可を有していること、主任技術者を専任で配置できること、平成28年度以降に同種工事を国または地方公共団体から元請けとして受注し、履行した実績があることとしたところでございます。

その後、11月4日に条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、11月11日、入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請に当たっては、今回落札した新日本商事株式会社を含め3社から申請があり、条件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨、通知の上、11月19日に入札を執行いたしました。

入札の結果ですが、予定価格1億2,850万円に対し、最低入札価格は新日本商事株式会社の9,000万円でしたが、この額は低入札調査基準価格として設定しました1億1,565万円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第3条の規定により、落札決定を留保するとともに、11月25日に同社からヒアリングを実施の上、11月26日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところでございます。

審議の結果ですが、同社は、営業年数46年を数える会社であり、経営状況及び信用状況にも特段の所見はなく、品質の確保に万全を期するという中で受注意欲もあり、また他の公共団体からも同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること、本工事に関し利益の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施工に当たり、契約内容に適合した履行がなされると認められました。

このことにより、最低入札価格をもって入札した新日本商事株式会社を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した9,900万円として、11月30日付で工事請負仮契約を締結したところでございます。

なお、工期につきましては、令和4年3月31日までとしてございます。以上で議案第73号の提案理由についての説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第72号並びに議案第73号について説明を終わります。

ここで、昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1 時 5 4 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10	議案第64号	令和3年度大郷町一般会計補正予算(第7号)
日程第11	議案第65号	令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第12	議案第66号	令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第67号	令和3年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第68号	令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第69号	令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第70号	令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正

予算（第3号）

日程第17 議案第71号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第10、議案第64号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第7号）、日程第11、議案第65号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第66号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第67号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第68号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第69号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第70号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第3号）、日程第17、議案第71号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。まず議案第64号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第64号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第64号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第7号）

令和3年度大郷町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,975万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,352万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年12月2日 提出

今回の補正予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算ですが、新型コロナウイルスワクチン3回目の追加接種経費の増、本年産米の概算金の大幅下落による稲作農家への稲作特別対策支援交付金支給、中村原地区の宅地整備事業において、開発面積確定による案分率の変更に伴う事業費の調整、新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止となった各種団体の補助金の調整などに係る所要の予算について計上したものでございます。

歳入におきましては、固定資産税、普通交付税、国庫補助等の特定財源、地方債を計上したほか、公共施設整備基金と財政調整基金などにおいて財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。まず、歳入です。

第1款町税第2項固定資産税6,700万円の増額補正です。太陽光発電施設の新設による償却資産の増などによるものでございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税5,000万円の増額補正です。本年度の普通交付税の交付決定額は14億42万9,000円、前年比6,613万5,000円の増となっております。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金928万9,000円の増額補正です。新型コロナウイルスワクチン3回目の追加接種に伴う負担金の増などによるものでございます。

第2項国庫補助金1,448万6,000円の減額補正です。中村原地区の宅地造成事業の面積確定による案分率変更に伴う災害公営住宅整備事業補助金の調整、町道改良舗装工事などの事業費確定見込みによる社会資本整備総合交付金の調整、新型コロナウイルスワクチン追加接種に係るコールセンター業務延長などによるワクチン接種体制確保事業補助金の増などによるものでございます。

第16款県支出金第1項県負担金144万9,000円の増額補正です。国民健康保険の保険税軽減分等の保険基盤安定負担金の増などによるものでございます。

第2項県補助金281万2,000円の増額補正です。利用者増による農地中間管理機構集積協力金の増、春先の凍霜被害により収量が大幅に減少した果樹生産者への支援交付金の増などによるものでございます。

第3項委託金5,000円の増額補正です。交付決定による文化財保護に係

る軽油処理交付金の増によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金7,497万円の減額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金、未来づくり基金、東日本大震災復興基金の調整によるものでございます。

第21款諸収入第5項雑入1,025万8,000円の増額補正です。前年度の後期高齢者医療給付費負担金の精算による返還金の増、各種検診自己負担の調整、宮城県市町村振興協会からの新型コロナウイルス感染防止事業支援金の増などによるものでございます。

第22款町債第1項町債160万円の減額補正です。町道改良舗装工事、災害公営住宅整備事業並びに中村原地区宅地造成事業の確定見込みなどによる土木債の調整によるものでございます。

歳入補正額合計4,975万7,000円の増額補正でございます。

続きまして、4ページを御覧いただきます。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費30万9,000円の減額補正です。議会の費用弁償並びに職員の人件費の調整によるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費316万3,000円の増額補正です。人件費の調整、個人番号制度対応業務の増、町有林の倒木撤去等の草刈り除草等業務の増、郷和荘のり面修繕工事、東成田地区赤道並びに粕川地区水路修繕工事の増、燃料高騰による住民バス燃料費の増、夏まつり中止に伴う補助金の調整が主なものでございます。

第2項徴税费7万7,000円の増額、並びに第3項戸籍住民基本台帳費10万6,000円の増額補正につきましては、人件費の調整でございます。

第4項選挙費536万7,000円の減額補正です。町長選挙の終了による調整でございます。

第6項監査委員費54万4,000円の減額補正です。新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止による費用弁償等の調整でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費225万円の増額補正です。人件費の調整、国保会計・介護保険特別会計繰り出し、敬老会終了による調整、障害者相談支援給付費の増、老人ふれあいの家施設設備改修工事の完了による調整等が主なものでございます。

第2項児童福祉費154万9,000円の増額補正です。国の基準額改定による認定こども園等の特別保育事業委託等の増、相談件数の増による障害児相談支援給付費の増などが主なものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費311万4,000円の増額補正です。新型コ

コロナウイルスワクチン3回目の追加接種に伴う増、各種検診終了に伴う調整、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金の調整、保健センター設備改修工事完了に伴う調整が主なものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費5,524万円の増額補正です。山崎地区の圃場を30アール区画から90アール区画に改善する事業補助の増、令和3年産米概算金の大幅下落による稲作農家の経営安定のため、稲作特別対策支援交付金支給、春先の凍霜被害により大幅減収したリンゴや桃など果樹生産農家への支援交付金支給、前川地区県営圃場整備事業について、当初負担金に計上していたものを業務委託に組替えするもの、農地中間管理機構集積協力金について面積の増に伴う増額、ふれあいセンター21の壁紙等の貼替えに伴う修繕工事の増が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費3万7,000円の増額補正です。人件費の調整、郵便局から提案があり御当地キャラに応援の年賀状を書こうへの参加により、常のモロ宛てに届いた年賀状に返信する通信運搬費の増が主なものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費24万円の増額補正です。人件費の調整によるものでございます。

第2項道路橋梁費1,412万円の減額補正です。町道測量設計業務、改良舗装工事、橋梁点検業務等の調整が主なものでございます。

第4項住宅費352万3,000円の減額補正です。中村原地区の災害公営住宅整備事業において、開発面積確定による案分率の変更に伴う事業費の調整が主なものでございます。

第5項都市計画費1,738万5,000円の増額補正です。昨年7月に豪雨災害を受けた九州地方の復興事業の視察研修職員旅費、中粕川地区被災地域における地域活性化拠点川町づくりにおいて支援制度の強化に向けた事業化検討業務、中村原地区の宅地整備事業において開発面積確定による案分率の変更に伴う事業費の調整、中粕川地区防災拠点整備事業について補助対象事業費確定による調整、下水道事業宅地分譲事業特別会計への繰出金の調整が主なものでございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思います。

第9款教育費第1項教育総務費10万3,000円の減額補正です。人件費の調整、大学生等学業継続支援給付金の完了による調整が主なものでございます。

第2項小学校費84万4,000円の減額並びに第3項中学校費155万4,000円の減額補正につきましては、自動水洗工事の完了による施設設

備改修工事の調整、空調機器、ICT機器整備などによる電気使用料増加に伴う光熱水費の増が主なものでございます。

第4項社会教育費46万8,000円の増額補正です。新型コロナウイルスの影響により団体活動自粛による各種団体補助金の調整、羽生分館修繕工事に伴う環境整備事業補助の増が主なものでございます。

第5項保健体育費340万1,000円の減額補正です。新型コロナウイルスの影響により各種スポーツ大会の中止による調整及び秋まつり中止による秋まつり実行委員会補助金の調整が主なものでございます。

第11款公債費第1項公債費410万7,000円の減額補正です。町債の償還額の確定による調整でございます。

歳出補正額合計4,975万7,000円の増額補正でございます。

以上、補正前の予算額55億9,376万6,000円に歳入歳出とも4,975万7,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ56億4,352万3,000円とするものでございます。

続きまして、6ページの第2表債務負担行為補正につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加9件、変更1件でございます。

1、追加でございます。事項、期間、限度額の順で御説明を申し上げます。

1 令和4年度大郷町議会広報印刷業務、設定期間は令和3年度から4年度までで、限度額を124万7,000円とするものでございます。次年度当初からの業務の円滑な執行のため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2 令和4年度広報おおさと印刷業務、設定期間は令和3年度から4年度までで、限度額は275万7,000円とするものです。議会広報と同様に、次年度当初からの業務の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

3 ふるさと納税委託業務、設定期間は令和3年度から4年度までで、限度額をふるさと納税額の7.0%以内の額とするものでございます。インターネットを利用した専用サイトの構築及び御礼品に関する業務を一括して委託するもので、次年度当初からの業務の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

4 令和4年度自家用電気工作物保安管理業務です。設定期間は令和3年度から令和4年度までで、限度額204万7,000円とするものでございます。役場庁舎、小中学校、体育施設等、全12カ所について電気事業法

第38条において定める自家用電気工作物の適切な維持管理及び同法に規定する保安管理規定の制定、届出等の業務を委託するものであり、次年度当初からの管理業務の円滑な執行のため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

5 役場庁舎ほか町有施設トイレ洗浄システム賃貸借でございます。設定期間は令和3年度から令和8年度までで、限度額を273万円とするものでございます。現契約の満了により、役場庁舎、海洋センターなど全4か所のトイレ洗浄システムについて60か月の賃貸借とするため債務負担行為を設定するものでございます。

6 町有施設警備保障業務、設定期間は令和3年度から8年度までで、限度額を873万円とするものでございます。現契約の満了による保健センター、海洋センターなど全11か所の警備保障業務について、次年度当初から円滑に執行するため債務負担行為を設定するものでございます。

7 ふれあい号運行管理業務、設定期間は令和3年度から4年度までで、限度額を660万円とするものでございます。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため、債務負担行為を設定するものでございます。

8 町道緊急維持工事、設定期間は令和3年度から4年度までで、限度額を1,100万円とするものです。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため債務負担行為を設定するものでございます。

9 スクールバス運行業務、設定期間は令和3年度から8年度までで、限度額を2億2,831万5,000円とするものでございます。現契約の満了により、大郷小学校、中学校を統合したスクールバスを次年度当初から円滑に執行するため、債務負担行為を設定するものでございます。

2 変更です。事項、補正前、補正後の順に御説明を申し上げます。

1 航空写真撮影業務です。設定期間は補正前と同じでございますが、契約締結によりまして限度額を757万9,000円から715万円に変更するものでございます。

続きまして、次ページ7ページを御覧いただきたいと思います。

第3表地方債補正につきまして御説明をいたします。

変更3件でございます。起債の目的、補正前、補正後の順で御説明をいたします。

1 道路等整備事業、町道改良舗装工事、測量設計業務の事業費確定見込みにより、限度額を1,730万円から1,490万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

2 公営住宅建設等事業です。中村原地区の災害公営住宅整備事業で面積按分の変更により、限度額を1億2,510万円から1億3,190万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

3 公共用地整備事業、中村原地区の宅地分譲事業の道路等分で、面積按分の変更により限度額を2,400万円から1,800万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

以上で議案第64号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第64号について説明を終わります。

次に、議案第65号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） それでは、議案第65号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の35ページを御覧ください。

議案第65号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,077万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億985万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では保険給付費等交付金、歳出では保険給付費の増加が主な内容です。

次ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

第3款県支出金第1項県補助金は928万5,000円の増額で、高額療養費の増加による普通交付金の増額です。

第5款繰入金第1項他会計繰入金は189万8,000円の増額で、保険税軽減額相当分と保険者支援分として一般会計から繰り入れるものでございます。

同じく第2項基金繰入金は41万1,000円の減額です。財源調整のため一般会計から繰り入れるものでございます。

以上、歳入合計1,077万2,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第2款保険給付費第2項高額療養費は928万5,000円の増額で、入院に伴う給付費の増額によるものです。

同じく第5項葬祭諸費は25万円の増額で、葬祭費の支出が当初見込み件数より増えることが予想されるため増額となるものでございます。

第5款保険事業費は52万6,000円の増額で、各種検診受診者のうち、国保加入者の割合が高くなったため増額となるものでございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金は71万1,000円の増額で、令和2年度特別調整交付金実績報告に基づき、翌年度精算し還付金が生じたため増額となるものでございます。

以上、歳出合計1,077万2,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額8億9,908万3,000円に歳入歳出それぞれ1,077万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億985万5,000円とするものでございます。

以上で議案第65号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第65号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第65号について説明を終わります。

次に、議案第66号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、補正予算書は42ページをお開き願いたいと思います。

介護保険特別会計の2号補正につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第66号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ224万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,207万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、高額介護サービス諸費の増、成年後見人制度経費増について計上したものが主なものでございまして、歳入につきましては支払い基金、国、県、町からの負担金補助金を計上したほか、基金繰入金で財源調整を図ったものでございます。

なお、10月末現在の第1号被保険者数は2,986人となっております、前年同期の23人増となっております。同じく第1号被保険者に係る要介護等の認定者数は568人、前年同期3人増となっております。

それでは43ページの第1表歳入歳出予算補正によりまして、款項ごとに内容を御説明させていただきます。

まず歳入でございます。

第3款支払い基金交付金第1項支払い基金交付金58万1,000円の増は、高額介護サービス費等に伴うものでございます。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金43万円の増、こちらも高額介護サービス費等に伴うものでございます。

同じく第2項国庫補助金74万5,000円の増は、成年後見人制度経費増及び介護報酬改正に伴うシステム改修費補助金の決定に伴うものでございます。

第5款県支出金第1項県負担金26万9,000円の増につきましても、高額介護サービス費増に伴うものでございます。

同じく、第2項県補助金1万7,000円の増は、成年後見人制度経費増に伴うものでございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金42万4,000円の減は、高額介護サービス費増、成年後見人制度経費増に伴う町負担分及びこれまで計上しておりました介護報酬改定に伴うシステム改修費用について、国庫補助金が決定したことによる減額計上分でございます。

同じく第2項基金繰入金62万2,000円の増は、財源調整のため基金給付費準備基金からの繰入金を調整したものでございます。

以上、歳入補正額の合計が224万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

第2款保険給付費第3項高額介護サービス費215万円の増は、高額介護サービス費用が見込みより増加したものでございます。

第3款地域支援事業費第3項包括的支援事業・任意事業費9万円の増は、成年後見人等市町村申立てにおいて後見人等への報酬の計上でございます。

歳出補正額の合計が224万円でございます。

以上、補正前の予算額10億6,983万円に歳入歳出それぞれ224万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億7,207万円とするものでございます。

介護保険特別会計の補正予算につきましては、以上の内容でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第66号について説明を終わります。

次に、議案第67号及び議案第68号、議案第69号、議案第71号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦光君） それでは、議案第67号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書の50ページをお開き願います。

議案第67号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
令和3年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ670万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,114万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月2日 提出

今回の補正は、歳入では繰入金、歳出はマンホール改修工事による建設費の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金670万1,000円の増額は、財源調整により一般会計からの繰入金を調整するものです。

歳入合計で670万1,000円を増額し、2億6,114万4,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款下水道事業費第2項下水道建設費670万1,000円の増額は、圧送管吐出先、マンホールの黄色被覆工事費の計上によるものです。

歳出合計で670万1,000円を増額し、2億6,114万4,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の追加です。

事項1 令和4年度公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務について、期間を令和3年度から令和4年度までとし、限度額を1,155万円とするものです。公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務が今年度で委託期間が終了するため、令和4年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、点検清掃を行うものです。

以上で令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、59ページをお開き願います。

議案第68号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第68号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、債務負担行為の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表債務負担行為の補正の追加でございます。

事項1 令和4年度農業集落排水処理施設自家用電気工作物保安管理業務について、期間を令和3年度から令和4年度までとし、限度額を15万4,000円とするものです。

農業集落排水処理施設の電気工作物保安管理業務が本年度で委託期間が終了するため、令和4年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、電気工作物の保安管理を行うものです。

以上で令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

続きまして、62ページをお開き願います。

議案第69号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第69号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号)

令和3年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ76万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,115万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では繰入金、歳出は職員人件費や修繕料などの管理費の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金76万9,000円の増額は、財源調整のため一般会計からの繰入金を調整するものです。

歳入合計で補正額76万9,000円を増額し、7,115万8,000円とするものです。

次ページの歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費76万9,000円の増額は、職員人件費の調整、浄化槽不具合による修繕料の計上によるものです。

歳出合計で補正額76万9,000円を増額し、7,115万8,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の追加です。

事項1 令和4年度戸別合併処理浄化槽管理業務について、期間を令和3年度から令和4年度までとし、限度額を2,073万8,000円とするものです。合併処理浄化槽管理業務について本年度で委託期間が終了するため、令和4年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、保守点検管理を行うものです。

事項2 令和4年度戸別合併処理浄化槽清掃業務について、期間を令和3年度から令和4年度までとし、限度額を1,212万3,000円とするものです。戸別合併処理浄化槽清掃業務について今年度で委託期間が終了するため、令和4年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、清掃を行うものです。

事項3 令和4年度戸別合併処理浄化槽設置工事について、期間を令和3年度から令和4年度までとし、限度額を1,470万円とするものです。合併処理浄化槽設置工事について、設置希望者に対し速やかに対応するため、令和4年度当初からの工事について債務負担行為を設定し、工事を行うものです。

以上で令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

すみません。68ページの歳入につきまして、本来であれば「76万9,000円」の一般会計からの繰入金の掲載をすべきところでしたが、「67万1,000円」、これにつきましては下水道事業の一般会計からの繰入金でございますので、こちらにつきましては訂正させていただきます。

議長（石川良彦君） 後で訂正して差し替えてください。

地域整備課長（三浦 光君） 差し替えさせていただきたいと思います。大変

申し訳ございませんでした。

続きまして、80ページをお開き願います。

議案第71号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第71号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度大郷町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第1款水道事業費用を1万3,000円増額し、2億3,324万円とするものです。

第1項営業費用同額計上は、職員人件費の調整によるものです。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項 給配水管等修繕費について、期間を令和3年度から令和4年度までとし、限度額を1,009万円とするものです。漏水等による給配水管等の修繕が発生した場合、速やかに対応するために、令和4年度当初からの修繕について債務負担行為を設定し業務を行うものです。

（議会の議決を得なければ、流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額1,254万2,000円に補正予定額1万3,000円を増額し、1,255万5,000円とするものです。

令和3年12月2日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第67号、第68号、第69号につきましては事項別明細書を御覧いただき、また議案第71号につきましては補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明を終わります。大変申し訳ございませんでした。

議長（石川良彦君） 以上で議案第67号及び議案第68号、議案第69号、議案第

71号について説明を終わります。

次に、議案第70号について説明を求めます。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） それでは、議案第70号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

各種会計予算補正説明書の73ページを御覧願います。

議案第70号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,413万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,883万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月2日 提出

大郷町長 田 中 学

本会計は、恵みの丘団地、中粕川地区かさ上げ宅地、中村原団地の3団地の販売関連費用、維持管理費用、宅地造成事業費及び公債費について計上した予算内容となっております。

それで、補正予算について御説明申し上げます。

74ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

初めに、歳入ですが、第2款繰入金第1項他会計繰入金は1,413万6,000円の増額で、中村原団地宅地造成事業に係る建設費などに対する一般会計からの繰入金となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

75ページをお開き願います。

第1款宅地分譲事業費第2項宅地造成事業費1,413万6,000円の増額で、中村原地区宅地造成事業における公営住宅、宅地内道路、分譲宅地の面積割合が確定したことにより、一般会計予算と調整を図ったもの及び中村原団地造成工事完了後に負担する分譲宅地分の公共下水道受益者負担金について計上したために増額補正をするものです。

以上、歳入歳出予算はそれぞれ1,413万6,000円増額の5億2,883万円と

なります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第70号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 2時07分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員